

香川高等専門学校安全衛生委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（以下「規則」という。）並びに香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事
- 二 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 五 教職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事
- 六 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関する事
- 七 前 2 号に掲げるもののほか、教職員の危険の防止に関する重要事項
- 八 安全・環境教育に関する事

(組織及び任期)

第 3 条 委員会は、キャンパス毎に設置し、次の各号に掲げる者をもつて組織する。

- 一 副校長
 - 二 事務部長
 - 三 衛生管理者
 - 四 安全管理者
 - 五 産業医
 - 六 教職員で衛生又は安全に関し経験を有するものうちから校長が指名した者
- 2 校長は、前項第 3 号から第 6 号までの委員の半数については、本校の教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名する。
- 3 第 1 項第 6 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもつて充てる。

2 委員会は、原則として月1回開催するものとし、委員長が招集する。ただし委員長が必要と認めたときは、臨時に開催する。

(専門部会)

第5条 委員会は必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、その審議内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じ委員会の審議結果を企画運営会議に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。